

西海道風土記の成立

小島 瓊 禮

一、西海道風土記という名称

宗像神社所蔵の宗像大菩薩御縁起に、「西海道風土記」と題する書物からの引用が一条ある。

一 西海道風土記云宗像太神自天降居崎門山之時以青薤玉置奥宮之表以二八尺薤紫玉置中宮之表以二八咫鏡置边宮之表以此三表成神躰形納置三宮即隱之因曰身形郡〇後一人改曰宗像共大海命子孫今宗像朝臣等是也云々

この本文には、〇印のところに省略があり、その部分は、裏書によって補なわれている。

同風土記云 面輪内有之

一云天神之子有四柱兄三柱神教弟大海命曰汝命者為吾等三柱御身之像而可居於此地便一前居於奥宮一前居於海中一前居於深田村高尾山辺故号曰身像郡云々

この記事は、筑前国風土記の宗像郡総説の逸文として、従来も、いろいろな形で知られていた。万葉緯は延佳本旧事本紀第二の頭注から宗像社記を引き、岩波文庫本は青柳種信の防人日記から引用し、日本古典文学大系本には、宗像記や宗像記追考にも見えていることが指摘されているが、文章の構成に不審な点があって、来歴の正しい風土記の逸文とするにはためらいがあった。しかし、今や、宗像大菩薩御縁起が公開されたことによって、その危惧は不要となった。これらの文章の不備は、縁起本文だけを抜き出したり、本文と裏書の文章をかまわず書き続けたりしたために生じたものであることは、明白である。この現存最古の宗像縁起が成立した鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての

頃には、縁起とは別に、宗像郡総説の記事が、まとまった形で伝存していたのである。「西海道風土記」という珍しい呼称も、この一条を疑がわしいものにする一因になっていたが、文章上の疑いが晴れた以上、この書名にも、相応の意義を見出さなければならぬはずである。

九州には、二種類の風土記があったことが知られている。一つは、「筑紫風土記」の称を用いている。筑前、筑後、肥前、肥後の四か国の分があるが、きわめて特徴のある様式・文章で書かれている。その引用にあたり、「風土記」に国名を冠した称も用いているが、この類の逸文の見える釈日本紀には、「筑後国風土記」のほか、筑前の分に「筑紫風土記」とあり、万葉集註釈にも、「筑前国風土記」「肥前国風土記」のほか、産物の記事らしいものに「筑紫風土記」とあって、総題は、やはり「筑紫風土記」であったと思われる。もう一つの風土記は、豊後国風土記や肥前国風土記の類で、他に、筑前、筑後、豊前、肥後、日向、大隅、豊後などの分があり、様式・文章ともに共通している。これらには総称はないが、宗像郡総説の一条は、様式・文章からみて、あきらかに、この類の風土記の逸文である。そうすると、「西海道風土記」という呼称が、これらの総称として生きてくるのである。

書冊として伝わっている豊後や肥前の風土記では、題簽は、おおむね、「豊後国風土記」「肥前国風土記」となっている。「風土記」という名称が、この種の著作物に定まった呼び名として用いられていたとすれば、ごく当然のことであるが、どちらの風土記にも、伝本によっては、内題に国号だけが記されている。とくに、肥前国風土記の最古の写本とされる猪熊本に「肥前国」、豊後国風土記でも、万葉緯本のような改定されたところのすくないと思われる伝本に「豊後国」とあるのは、注意すべきことである。これは、一つの国だけの現象ではないので、この類の風土記の共通した形態であったと考えるべきであろう。これらの風土記が、もし大宰府で統一的に撰述されているとすれば、そのとき、このような国号による見出しが、各国の冒頭につけられていたということになる。

慣例にしたがえば、これらの国々の風土記の最初には、筑前国があったはずである。その総称が、かりに「西海道風土記」であったとすれば、「筑前国」という見出しの前に、この呼称が内題として記されていたとしてもおかしくはない。ただ一つの例であるから、宗像大菩薩御縁起に見える「西海道風土記」の名に重要な意味を与えるのは危険だが、その称が、筑前の分にあらわれているのは自然である。内題とともに、筑前の分が書写されたとすれば、独立し

た筑前国風土記から宗像郡総説が引かれたとしても、総称の「西海道風土記」の名が残る。他の標題のとり方から推測して、「西海道風土記」と称していたものが、理屈から国単位の称に改められることはあっても、その逆の可能性は、ほとんどなさそうである。撰述当時、設けられた名称とは断定できないが、この類の風土記が、「筑紫風土記」に対して、「西海道風土記」の名を負うにふさわしい様式であったことは確かである。

二、体裁と省略本の問題

西海道風土記は、郡郷里制をとっているから、靈龜元年から天平十一、二年頃の成立である。出雲国風土記と同時代の成立ということになる。出雲の場合は、巻末に記年があって、天平五年と確定されるが、もしなければ、同じ推定に該当する。その意味では、天平五年頃の成立と考えてもよい。それで本文には矛盾がないようである。天平元年から十年に至る天平初年といえ、上代にあって、地方行政制度がもっとも整備し、完全に行なわれた時期であった。その様子は、当時の四度公文や、その枝文によくあらわれている。地方の実状調査が綿密をきわめていたことは、おどろくべきほどである。それも、ただ郡郷里の組織の上に安座したものではなく、各国の中央機関から地方への役人の派遣によって成り立っていたことは、正税帳の国司巡行の項からも、十分うかがわれる。西海道風土記の成立は、こうした地方行政制度の整備と関連して考えられなければならない。

出雲国風土記が計数にきわめてくわしいことはよく知られているが、このような地方の現状を数字によって正確に認識しようとしたのは、ひとりこの風土記の撰述者の考えではなく、むしろ、この時代の制度上の特色であった。豊後や肥前にも、共通して計数性がうかがわれるのは、やはり、出雲と同時代の所産だからである。すなわち、冒頭の国名のあとに、郡、郷、里、駅、烽、城、寺などの国の機関の計数がある。これは、各郡の最初にもあり、巻頭のは、その合計である。豊後と肥前は、記事そのものが少なく、出雲ほどに、こまかい部分にまで、数字に関心を示してはいないが、国全体の統計に意を用いているのは、出雲の場合に近い。これは正税帳などの公文や枝文の計数と同性質のものである。

このように、豊後や肥前を出雲とくらべると、基盤においては、出雲とはほとんど同じ性格であるが、どの面でも、

出雲とは比較にならないほど、粗略な体裁になっている。出雲が網羅的であるのにひきかえ、絶対的な項目のとりかたにおいて、豊後と肥前はずさんである。計数にあげられている郷、里、駅、その他、どれ一つとして、すべてを尽くそうという態度はうかがえない。和銅の詔の後、間もなく成立したと思われる常陸国風土記や播磨国風土記とくらべても、あまりに簡略に過ぎる。豊後と肥前は、厳密、精緻な世界に身を置きながら、全体の体裁は、それに反している。だから、記事のある部分は細密な感じがするが、同時に、全体的には、省略本であるとの印象を強くうける。今日、世に行なわれている風土記の解説では、ほとんどすべてといってよいほど、豊後国風土記と肥前国風土記は、省略本ないし脱落本で、伝わる部分はきわめて少ないと説明している。たしかに、出雲的な水準では、不完全な形態である。

省略本であることが立証されるには、その省略された部分の逸文が出現することが望ましい。常陸や播磨については、現存本だけからも、欠脱部分をかなり具体的に指摘できるが、現に、その部分の逸文が数条知られていて、省略本であることが、裏づけられている。補足的な、現存本にない部分の逸文だけでは別種の疑いも生じるが、現存本にもある本文と一緒に補足的な逸文が発見されれば、まず欠脱を補うものとしなければなるまい。しかし、豊後と肥前には、そのような逸文は、一つもないのである。出雲国風土記は、ほとんど原本のままといえそうな体裁であるが、逸文は、すべて現存本の一部分で、補うべき逸文はない。豊後、肥前にも逸文はあるが、やはり現存本の枠を出ていない。これは消極的の意味で、豊後、肥前が省略本でないことの証拠である。もしこれらの風土記が省略本であったとしても、それがきわめて古い頃からの省略である可能性が大きい。

その意味では、豊後と肥前は、未完成本であるともいえる。播磨国風土記について、かつてそのような見解が出されたことがある。しかし、未完成ということは、なにが完成かが確定されなければ決定できないことである。それだけに、論理的には困難がある。たとえば、諸本の中に、解文として完成された由緒の確かな伝本でもあれば、それを完成本と見なすこともできるが、それでもなければ、完成ということを定義するのはむづかしい。豊後と肥前は、現存本をもって完全であると考えられるはずである。小島憲之氏は、中国の古代の地誌に、項目に欠脱があるものがしばしば見うけられることから、肥前も、それなりに、もともとの姿ではないかと説かれたことがある。問題

は、第一歩に立ち返って、これら風土記の撰述の事情を、具体的に推理してみるよりしかたがない。結局、出発点は、現存の本文にあるのである。

三、日本書紀との共通記事

西海道風土記には、日本書紀と、文章まで共通した記事が少なくない。これは、風土記が日本書紀から借用したものだといわれているが、豊後国風土記や肥前国風土記が省略本ではなさそうだということは、日本書紀の利用のしかたからもある程度いえる。景行紀十二年の十月の条は、景行天皇の九州征討の物語の豊後国分である。これを風土記と比較すると、そのほとんどすべてが、豊後国風土記に、地名説話の形式になって登場しているのである。文章には、もちろん出入り改訂があるが、主たる記事は、おおむね風土記に再現されている。風土記に見えていないのは、稲葉、禰疑山、城原の三地名と、柏峡の大野で石占のときに祈った神の名、志我の神、直入の物部の神、直入の中臣の神の三神である。これも脱落といえれば脱落であるが、まとまった説話の欠脱とはいいがたく、これだけで、豊後国風土記が省略本である証拠とすることはできない。文章の改訂作業での省略とも見られる程度の事項なのである。総体的には、むしろ、豊後は、書紀との比較の範囲では、省略がないというべきであろう。

肥前については、景行紀には対応する記事がほとんどない。ただ一つ、十八年六月に、「高来県より」という一文があるが、利用すべくもない。肥前と共通した国の総説を持つ肥後国風土記逸文には、いくつかの書紀との共通記事がある。景行紀十八年の四月から六月までが肥後国分で、各月、相当量の説話があるが、五月は火の国の由来譚で、国の総説に共通した記事がある。六月は、ほとんどは阿蘇の由来譚で、阿蘇郡総説にあるが、一行ばかりの玉杵名の記事に該当する部分はない。四月は、熊本県の熊津彦の物語と、葦北の小島の記事であるが、これに相当する逸文はない。しかし、逸文しか伝わっていない肥後国風土記に、書紀の記事の三分の二が含まれ、逸文に書紀と対応する土地がある場合には、かならず書紀を引いているところを見ると、完本には、書紀がすべて用いられていた可能性が大きい。豊後の場合と、まったく同じ扱い方であったと思われる。書紀との比較の範囲では、肥後の国の総説には省略は考えられず、肥後と同文的な肥前の国の総説にも、もちろん省略はありえないのである。

他の西海道風土記の諸国でも、景行紀は、ほとんど網羅的に利用し尽している。景行紀十八年の七、八月は筑後の分で、そこには、御木の国、八女の国、的の邑の地名説話があるが、逸文のある三毛郡総説、生葉郡総説にはそのまま利用されている。八女郡も、おそらく共通していたのであろう。十二年十一月からは、日向だが、十七年三月の条にある日向の国号の説話は、やはり、日向国風土記の逸文に、利用されている。他の条については、逸文がなくて不明だが、あってよいはずの逸文にないということはない。仲哀紀八年正月の条は、筑前を舞台にしている。国県主の祖熊鰐の話と、伊観県主の祖五十迹手の話であるが、逸文のある怡土郡総説には、後者と同文的な文章がある。日本書紀の利用は、西海道風土記では、かなり徹底していたのである。

肥前には、意外に、書紀と重なる部分が少なく、非省略説を立証するための証拠としては、書紀はあまり有効でないが、少なくとも、省略説に有利な材料はない。神功紀なども、関係がありそうだが、撰政前紀の仲哀九年四月にある松浦県の地名説話が、肥前の分に該当するぐらいで、あとは、筑前の分である。この松浦の玉島の小河の話は、肥前国風土記の松浦郡総説になっており、一条だけだが、神功紀と肥前とは、完全に対応していることになる。微弱だが、省略本ではない証拠の一つである。筑前国風土記との対応も、逸文のある範囲では、完全である。同年九月には、大三輪の社を立てたことと、皇后が出産を延ばす呪いをしたことが見えているが、それらは、筑前の大三輪の神と児饗野の条に相当する。書紀との比較に關する限り、省略的でないといえるのは、西海道風土記全般の特徴である。

応神前紀に、天皇を菅田と称する由来を説く話がある。天皇が生まれたときに、腕の上、鞆のような肉が生じていたが、それは、皇太后が男装して鞆を負っていたのに似たのであるといい、「鞆」をホムタというのだという注がある。櫃日の浦で、皇后が男装した話は、神功前紀にもくわしく見えているが、肥前国風土記には、松浦郡登望駅の条に、この類話がある。こちらは、「鞆」をトモとよませなければ成り立たない地名説話で、同文的な共通とは異なり、同系統の説話が、書紀とは別個に、登望駅にもあったと解すべきであろうが、記述のしかたは応神前紀に近く、字句にも一致した部分がある。書紀とこれらの風土記との共通は微細な点にまで及んでおり、書紀と共通する部分については、風土記に脱落と見るべきものはないのである。

四、駅路と記事のばらつき

豊後国風土記や肥前国風土記が簡略であるとはいっても、本文の中で記事を追っていると、ただ繁簡があり、郡によつていちじるしいかたよりがあるという、配列上の不均衡を印象づけられるにすぎないが、それぞれの風土記の記事を地図化し、駅路を書き、地名を落していると、風土記にあらわれている地名が、上代の官道の道路沿いに、かなりはつきりと、かたよつてすることに気づくのである。もし、豊後や肥前の風土記が、成立後に、網羅的であった記事から現在のように省略されたのであるなら、こうは、官道沿いの地名ばかりが保存されることもあるまい。現存本が、風土記の沿道案内版でもないかぎり、このような省略本の必要性は想像しがたい。むしろ、このかたよりは、成立の事情の反映ではないかと思われる。私は、それが官道沿いであるところからみて、編纂作業と関係ありそうに考えている。

上代の駅路については、風土記自体が、もっとも重要な資料である。風土記以上の確かな文献が得られることは、めつたにない。出雲などは、その好例である。出雲では、コースまで明らかになり、文献では、これ以上のものを求めることは不可能であろう。しかし、風土記だけでは、十分でないこともある。豊後や肥前では、各郡ごとの駅の数ばかりはわかっているが、駅が具体的にあげられているのはいくつもない。そこで、上代の駅路の資料のないところや、断片的にしかないところと同様に、延喜式によつて、平安時代初期の駅路から、上代の駅路を推測してみなければならぬ。ただ延喜式だけから想像するのはちがつて、骨格だけは風土記によつて与えられているのであるから、上代の真実に迫るのには、よほど恵まれている。

厳密にいえば、上代と延喜式とは変わつていふこともある。常陸国風土記の駅路は、延喜式とは合わなくなつていふ。これは、武蔵国が宝龜三年に東山道から東海道に転属し、官道のコースが変更になつたためかもしれない。しかし、武蔵国でも、上代と延喜式とで、駅家の名称が変化しながら、場所はほとんど同一らしい例もある。常陸や出雲の記事にも明らかのように、わずかに駅が移転することはあつても、大筋は変わらないのが普通だつたようである。集落と地形から、幹道の道筋は規制され、突飛な変更は、ほとんど不可能であらう。駅路の文献を、現実にあて

はめるのも、また一つの問題であるが、これも、たいていは、遺称地と地形から、大過なく推定できる。一つの比定地は、微視的には正確ではなくても、前後の駅との関係で、とんでもないところへ行くことはできない。豊後や肥前の場合も、延喜式の駅名と風土記の駅の数を地図上に按配してみると、おおよそはコースを定めることができる。それは、上代の事実と、そう違わないものであるうと私は信じている。

記事のばらつきが、駅路に近いところにかたよっているということは、それだけでは、重要な意義を与えることはできない。官道は元来、政治上の目的をもって、国府、郡家などを結んでおり、それだけでも、記事は官道に沿うことになる。しかも、道路は集落と有機的に結びつき、集落のあるところに道ができ、道ができたところに集落が発達する。本質的に、風土記の記事は、駅路に沿って分布することになるのである。しかし、出雲国風土記によっても明白なように、風土記の対象になる事項は、官道筋ばかりにあるわけではない。やはり、記事のかたよりに、それなりの意義があるはずである。そこで、実験上の操作として、豊後や肥前の記事を分析し、その分析した各類の事項のばらつきに、一つの傾向が見られるかどうかを検討してみる必要がある。

西海道風土記の記事は、逸文を含めて、性質上、三つに分類できる。

- (A) 地名説話——日本書紀との共通記事
- (B) 地名説話——その他
- (C) 自然の叙述

(A)は、書紀を利用して書いている文庫臭の強い地名説話であり、(C)は、現実の自然の描写で、現地踏査にもとづいていると考えられるものである。(B)も、おそらくは、現地での伝承によるものが多いであろう。そうした性格の違いを前提として、一つ一つのばらつきを検討すると、ある傾向を見出すことができる。(A)の多い豊後国風土記についていえば、官道筋からいちじるしく離れているのは、(A)が多い。(C)は、おおむね官道沿いに集中しており、官道から遠く離れているものは、道から眺望のききそうな山である。これは、われわれに、一つの推測を可能にする。現地踏査は、官道沿いに進められ、遠隔の地については、文庫作業にたよっているのではないかとということである。

五、自然の叙述の記述様式

肥前国風土記には、自然の叙述が十数項目に見られるが、その記述様式は三種類にわかれ、それぞれ群をなしている。風土記の配列順にあげると、次のようになる。

- (ア) 基肄郡、酒殿の泉。泉の叙述・地名由来。
- (イ) ー、姫社の郷。川の叙述・地名説話。
- (ウ) 三根郡、米多の郷。井の叙述・地名説話。
- (エ) 神崎郡、三根の郷。川の叙述・地名説話。
- (オ) 佐嘉郡、〔総説の一説〕。川の叙述・地名説話。
- (カ) 松浦郡、逢鹿の駅。地名説話・海の叙述。
- (キ) ー、登望の駅。地名説話・海の叙述。
- (ク) ー、大家の島。地名説話・島と海の叙述。
- (ケ) ー、値嘉の郷。地名説話・島と海の叙述。
- (コ) 杵島郡、〔総説の附載〕。温泉の叙述。
- (カ) 藤津郡、塩田川。川の叙述・地名由来・川の瀬と温泉の叙述。
- (シ) 彼杵郡、速来の門。門の叙述・地名由来・門の叙述。
- (ス) 高来郡、土齒の池。池の叙述・地名由来・池の叙述。
- (セ) ー、峰の湯泉。温泉の叙述。

(ア)～(オ)の五条は、自然の叙述のあとに、地名説話を記した形式である。酒殿の泉を除く四条は、たとえば、姫社の郷でいうと、「この郷の中に川あり、名を山道川といふ。その源は郡の北の山より出で、南に流れて御井の大川に会ふ。昔者、この川の西に荒ぶる神あり。」とあるように、自然の叙述は、地名説話の舞台を説明するためのものである。したがって、この記述様式は、必然の形態であるといえるが、これだけ揃っているのは、そういう説話があった

からという偶然だけが原因ではあるまい。一般には、説話の舞台の地理的説明などしていない項目の方がはるかに多く、佐嘉郡総説の一説のごときは、ことさらに佐嘉川を記述しなくても説話は成り立つのである。自然の叙述を、地名説話に先き立って記述したのは、撰述者の方針にちがいない。この形式でいけば、酒殿の泉は長岡の神の社のところに記述されてよいところだが、酒殿の泉自体の地名の由来を説く必要があつて、独立させているのかもしれない。

第二群の(ㄨ)ㄨは、地名説話のあとに、海や島の状況について、比較的くわしい記述をしている。これは、他の海岸地域にはない書き方で、やはり撰述者の方針であろう。第三群の(ㄨ)ㄨは、自然の叙述に精彩があるのが特徴である。自然の状況を微細に描写する例は、第二群にもあるが、第三群では、地名説話をとまわずに、自然の叙述に主体を置いて項目を立てているのである。地名の由来にも触れているが、そこで終らず、それを超えて、さらに自然の記述に徹している。第一群の酒殿の泉がこれに近い記述法であるが、それは地名由来譚の形式で、第三群とは異なる。それが第一群の記述の様式なのである。自然の叙述を、風土記撰述の眼目の一つとして書き残した態度は、この第三群の撰述者のやり方なのである。

現地踏査を必要とする自然の叙述で、記述様式が、三群に分かれて、歴然とした方針の違いがあらわれているのは、注目すべきことである。この三群の差異は、当然、撰述者の方針の違いに結びつく。しかも都合なことには、これら三群は、それぞれ、地理的に連続しているのである。第一群は、大宰府から肥前国府に至るコースに当たる。第二群は、大宰府から海沿いに肥前にはいり、海上遙か、五島列島に渡るコースで、第三群は、肥前の南コースである。これは、肥前国風土記叙述のための現地踏査が、三次にわたって実施された結果ではあるまいか。大宰府から国府、海岸まわりで離島へ、そして残りの半島部という分け方は自然である。肥前の記事は、この三つのコースに集中している。官道に沿って、撰述者による踏査が三回に分けて実施され、この国の風土記が構成されたと考えるのは、無理なことではないと思う。

豊後国風土記の自然の叙述も、二つの様式に分かれる。一つは肥前の第二群と同形式で、地名説話のあとに自然の叙述がある。すべて日田郡で、石井の郷に阿蘇川が、鞆編の郷に日田川が記され、五馬山では、その温泉のことが述べられている。もう一つは肥前の第三群と同じで、自然の叙述自体が独立した項目をなし、状況の描写から地名由

来に触れるものもある。直入郡救軍の峰、大分郡大分河と酒水、速見郡赤湯泉、久倍理湯の井、柚富の峰の六条がそれである。肥前にならば、二次にわたって現地踏査がなされたことになるが、記事は、官道のうちでも、この二群の地域に集中しており、その可能性は大である。第一は大宰府から日田郡に至るコース、第二は大分郡の国府を中心に、延喜式の駅名でいうと、速見郡の柚富駅、長湯駅、海部郡の丹生駅と、ごく狭い地域をめぐるコースであったと思われる。救軍の峰は、また異なった方法で取材されたとしても、おかしくない。

六、撰述の実際

西海道風土記には、大きな統一の力が働いている。国を超えた、大宰府という枠で、画一化されている。体裁、文章ともに、国による大きな差異はない。それが、自然の叙述に関しては、記述様式が、一国の中で二分、三分し、しかも国を異にして共通していたのは注意すべきことである。地方ごとに、別人によって筆録上申した文書を、大宰府で整理したのであるとすれば、もっと規格化された統一が行なわれそうなるものである。このような交錯した共通現象は、現地踏査的な記事が、最初から同一人によって執筆されていたからではあるまいか。一人の担当者による現地調査の積み重ねが、本書の統一性を生み出したと考えるのである。このように、西海道全域を、大宰府の担当者が一人でまとめあげたとすると、記事が官道筋に集中し、粗略であるのも当然である。一人で諸国をくまなくまわるのは不可能であり、担当者は、主なコースだけを通して調査したのである。

地方行政の機構を利用して、地元の協力を求めたところも多かったであろう。豊後と肥前も、記事の分布によれば、撰述者は国府に立ち寄っていたと思われる。国府でも、資料の収集、提供が行なわれたであろう。郡の総説が揃っているのは、風土記の体裁上、かならず採録する方針で集められたからにちがいない。かなりの努力を要したことは、その記事からもうかがえる。短いものが多く、地名由来的なもので終っている郡が目につくのは、そのあらわれであろう。おそらく、郡司の責任において、素材が国府に提出されたものであろう。豊後と肥前には、総説だけで、郡内の細目のない郡がある。球珠郡と小城郡である。これらの郡が、どちらも、自然の叙述の記事のばらつきから推測した踏査コースの切れ目に当たっているのは、偶然ではあるまい。撰述者が現地へ行かなかつたために、記事がなかった

のである。

もし、行政の機構を動かして郡内の記事を求めたならば、出雲国風土記程度の密度の説話は得られたはずである。しかし、現に、細目のない郡があるのは、かかる吸い上げ方式によっていない証拠である。書紀と無関係な地名説話も、機械的に集められたのではなく、踏查の折に、撰述者に提供された可能性が大である。撰述者は馬に乗り、地元役人の案内で国内を巡ったのであろう。川に臨んでは、水源や流れの本末をただし、泉に遊んでは、現況をつぶさに記述する。歩きながら、沿道の郷の地名説話も話題になったにちがいない。山を眺望しては、あの山この山と、遠く離れた山の由緒を書き記したことであらう。ときには、遙かに遠い村里に思いをさせ、この奥にはこんな物語があるといった撰述者を喜ばせたこともある。奇勝があると聞けば、官道をそれて進むこともあったであらう。そんな現地踏查の成果が、西海道風土記であるように、私には思われるのである。

日本書紀の利用も、机上操作ではなく、現地踏查の方針にそっている。現地で、書紀に見える説話の存在を問い、地名の比定を試みる形で、説話の調査が行なわれているらしい。書紀の物語が、風土記では地名説話に変化しているのも、文献と伝承の照合作業により、構成されたものであろう。説話が、書紀の文章を基調に風土記に記載されたのも、書紀を土台に現地調査をしたためで、文献を基本とした照合作業では、生じやすい現象である。豊後で、コースをはずれた地域に書紀と共通する記事が多いのは、書紀を材料に調査をしたからであらう。球覃郷や網磯野の記事は、そうした調査の間に、景行天皇の別の物語として採録されたものであろう。しかし、この類の説話には、自然の叙述がともなわず、全部が現地踏查かどうかは疑わしい。郡司などに事前調査が命ぜられ、撰述者が、その報告を聞きながらまとめているのかもしれない。

西海道風土記の撰述の基本方針には、二つの大きな軸があったと思う。文献としては日本書紀を範とすること、調査では現地踏查を第一義とすることである。この風土記の特色は、結局、この方針が、一人の撰述者によって実施に移されたところにあるといつてよからう。豊後国風土記や肥前国風土記が、省略本であると考えたくなるほど、内容が貧弱であったのも、そうした撰述方針の結果であった。この方針による以上は、最初から、細密な、出雲国風土記のような風土記を作成することは、望むべくもない。郡を最低単位とした、大まかな風土記を作る考えであったと

いえよう。なぜそのような計画の立てかたをしたかは、今後なお考えてみなければならぬが、現存する豊後や肥前の風土記が、それなりの完本であることは、まず間違いないところであると思う。

* 本稿は、昭和四十七年一月二十二日、上代文学会例会での発表の手控えをまとめたものである。なお、私見については、私の校注した『風土記』（角川文庫）を合わせご覧いただければ幸である。

* 『宗像大菩薩御縁起』所収の「西海道風土記」逸文は、『宗像神社史』上巻（昭和三六年）の図版一四に写真がある。ただし裏書は不鮮明なので、手元の写真によった。

* 小島憲之氏の見解は、同氏の「肥前風土記の文章」『校本肥前風土記とその研究』（昭和二六年）八一頁に見える。